

# 南北朝・室町期越前国大野郡の守護支配体制再考

河村 昭一

## はじめに

中世後期の越前国大野郡は、敦賀郡とともに郡司（郡代）が置かれるという、越前国内でも特殊な性格をもつ地域であった。そこにおける斯波氏、朝倉氏の支配のあり方については松原信之氏<sup>(1)</sup>、小泉義博氏<sup>(2)</sup>、松浦義則氏<sup>(3)</sup>らのすぐれた先行研究がある。私も守護斯波氏の大野郡支配についてはいくらか論考を発表したことがあり<sup>(4)</sup>、先に刊行された『大野市史』<sup>(5)</sup> 通史編上ではそれらを踏まえて斯波氏の政治動向とともに叙述し、これをもって最終的な見解としたつもりであった。しかし、その後明らかな誤りに気付いたり、新たに検討を加える必要を感じる点も出てきたので、これまでの成果との重複を厭わず、改めて南北朝・室町期の越前国大野郡支配体制について、現時点での理解を整理しておきたい。

## 一 斯波義種と大野郡

### 【史料A-1⑥】

春日神領泉庄并小山庄領家職事、南都之寺管所付別昏以之被申候、注文之村々半濟分、南都御代官嚴蜜可渡付候也、相構々々不可有無沙汰候、穴賢々々、  
五月十四日  
（嘉慶二年）  
（二百氏卷）  
（花押）

乙部中務入道殿

### 【史料A-1⑦】

泉・小山領家下地事、先度任御施行之旨、春日御代官可被遵行申候也、此旨可心得候、穴賢々々、  
八月十九日  
（嘉慶二年カ）  
（花押）

円木入道殿

これは大野郡泉・小山両荘領家職の半済を停止し、領主春日社代

官に打ち渡すよう命じた二宮氏泰施行状<sup>8</sup>（①）と、それを受けて出された奉書（②）である。①の発給人二宮氏泰について、拙稿 a では大野郡司と認定したが、その後の拙稿 b で「守護代の可能性が残るものの、郡司かもしれない」と、あいまいな表現に変えた（三四九頁）。これは、当時盛んに論じられていた、いわゆる「分郡守護論」に影響されて、斯波義種が大野郡の分郡守護である可能性を考慮したからであったが、拙稿 c では義種を分郡守護と断定し、二宮氏泰を守護代とした。その際、氏泰は当時信濃でも守護代にあったので在京守護代とし、①の名宛人（＝②の発給人）乙部中務入道を在国守護代、②の名宛人を守護使と認定した。

松浦氏は拙稿 a の見解<sup>10</sup>に対して、次のように批判した。すなわち、半済停止、下地打渡という公的命令を内容とする史料 A—①が奉書形式でなく私状形式をとっているのは、守護↓守護代↓郡司という通常の遵行命令系統に属するものとはいえず、氏泰を大野郡司と認めることはできない。これは守護斯波義将<sup>11</sup>が、弟義種の所領の半済停止を命じるのに、通常の守護↓守護代（当時は甲斐教光）という手続きで行うのは強引と受け取られると考え、あらかじめ義種の了解をとった上で、義種の配下にある二宮氏泰を通じて内々に処理しようとしたのであり（b 論文）、大野郡はあくまで斯波義将の守護権の統制下にあった、とした。拙稿 d ではこの松浦説に全面的に従い、斯波義種を大野郡の分郡守護とする旧説は撤回した。

旧説を撤回したのは、松浦氏の指摘もさることながら、そもそも分郡守護論が大きく動揺しつつあったことも大きい。山田徹氏は、

従来「分郡守護」と呼ばれてきた事例のほとんどは、郡単位に守護権が分割されたというよりも、郡を所領単位とする知行主とみるべきで、呼称としては当時の史料で用いられていた「郡主」、知行対象は「分郡」（守護権が分割された郡という意味ではなく、守護の管轄国を「分国」と呼ぶのと同じ用法）でよい、と提言している。<sup>12</sup>私も山田説に従い、尾張国智多郡・海東郡、三河国渥美郡を一色氏の分郡、一色氏を郡主とし、拙稿 d においても、室町期の大野郡は斯波持種の分郡としたが、南北朝期の大野郡については斯波義種の分郡としなかった。

その理由の一つとして、史料 A の前年にあたる嘉慶元年（一三八七）に大野郡牛原荘丁・井野部両郷に守護方（斯波義将）が段銭を懸けているように、<sup>14</sup>大野郡に守護の段銭徴収権が及んでいたことを挙げた。また、郡内に守護権が及んでいることのみをもって分郡であることを否定できるものではないが、<sup>15</sup>分郡という以上、幕府（将軍）から知行権を給付されることが必須条件だとすれば、義種が兄ではなく將軍義満から大野郡を知行分として宛行われるような政治状況、形跡は見当たらない。これらから分郡とは呼ばなかった。

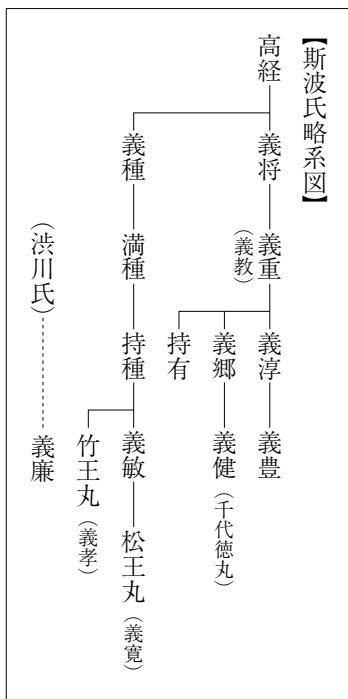
それでは、斯波義種は大野郡においていかなる権限を有していたのか。松浦氏は a 論文で「大野郡の半済支配権を与えられていた義種」（八頁）、b 論文で「義種が大野郡で半済地を支配し、家臣に給分として与えていた」（五頁）としている。これは、牛原荘丁郷の半済給人が義種の被官とおぼしき安居肥前守であった事実<sup>16</sup>を踏まえた見解であるので、氏のいう「半済支配権」「半済地を支配」する

権限を、半済給与権と解釈した上で、拙稿dでは、義種は大野郡において「特別な権限」（半済給与権を含む守護権の一部、もしくは半済給与権のみ）を、越前守護の兄義将から、内々に認められていた、と結論づけた。ここで重要なのは、義種は兄義将からの私的な形とはいえ、守護公権を構成する重要な部分である半済給与権を、郡単位に分与されていた点である。これが、室町期に義種の孫持種が大野郡の「郡主」になる素地になったと思われる。

ここで、義種が大野郡に「特別な権限」を認められた時期についてふれておきたい。かつて拙稿cでは至徳四年（一三八七）六月に、信濃守護職が義種から義将に替わり、ほどなく獲得した加賀守護職に義種が就いた結果、守護職の数が、義将が越前・信濃の二か国、義種が加賀一か国となり、兄弟間にアンバランスが生じたため、これを解消しようとして越前大野郡を割いて義種に分郡守護職を分与したのではないかと、との仮説を提示した。その後松浦氏は、康暦二年（一三八〇）、斯波義将が越中守護を畠山氏と交換する形で越前守護に復帰した際、それまで越中守護代として在国し、勢力拡大に尽力した「義種のために大野郡における支配権を認めただけではあるまいか」と指摘した（a論文七頁）。これを受けて拙稿dでは、拙稿cの至徳四年の可能性を指摘しながらも、松浦説に賛意を示した。それは、永徳元年（一三八一）十一月に、斯波義種が親交のあった五山僧天境靈致を招いて大野郡泉莊清瀧に崇聖寺を開いたと伝えられているのが、その前年（康暦二年）に義種が大野郡に「特別な支配権」を認められたことの裏付けになり得ると考えたからである。

このように、義将・義種兄弟間で守護職のバランスを考慮したのではないかと、兄が弟の尽力に報いたのではないかと、などといった推測が生まれるのは、二人の関係性に由来する。義将・義種兄弟の関係については拙稿c・dでふれているが、簡単に確認しておく。

この二人は二歳違いで、幼時のうちに守護職に就くなど（義将は十二歳で越中守護、義種は十一歳で越前守護、十二歳で若狭守護）、父高経の大きな期待を背負って成長したという共通点がある。父の死後、応安元年（一三六八）、一時守護職のすべてを失った斯波氏が唯一回復した越中守護に就いた十九歳の義将は、十七歳の義種を守護代とし、在国させた（拙稿a）。また、義堂周信の『空華日用工夫略集』における義種の所見記事のほとんどは義将との共同行動を伝えるもので、周信による『中峰広録』の講義に毎日兄弟そろって来聴したり、周信の病氣見舞には馬を並べて訪れるなどしていた<sup>19</sup>。このように、兄弟は政治の面でも文化の分野でも、強い絆で結ばれ



た同士といえる。こうした信頼関係があったからこそ、斯波義将は越前守護職を回復したのを機に、それまで一年間越中守護代として尽力してくれた弟義種<sup>(20)</sup>に報いるため、大野郡において「特別な権限」を私的に認めたのではなからうか。

この大野郡における義種の「特別な権限」は、遅くとも応永二年(二二九五)までには失われたことが、次の文書で確認できる。

### 【史料B<sup>(21)</sup>】

(端裏書) 牛原一円御教書案 応永二 十一 廿二

醍醐寺領越前国牛原丁郷・庄林・井野郷等事者、可被打渡寺家  
雑掌也、謹言、

応永一  
十一月二十二日

(斯波義将)  
在判

甲斐八郎殿

(将教)

表書

甲斐八郎殿

管領(義将)

道光

端裏書の「牛原一円」の文言、及びこの斯波義将書状を受けて出された、翌応永三年三月九日三宝院満濟御教書に「越前国牛原庄井野部郷并堺名半濟事、旧冬守護遵行之旨、即雖令付雑掌」とあることから、応永二年の斯波義将(管領兼越前守護)の措置は、牛原荘などの半濟停止であったと思われる。先に嘉慶元年、二年の大野郡における義種の「特別な権限」と表現したのは、段銭徴収権は守護義将が有する中で、本来守護権に属する半濟給与権が義種に認められていたと推定したからであるが、応永二年に至って大野郡内の半

濟停止が直接守護義将の手で行われ、その実施が、二宮氏泰のような義種側の人物ではなく、越前一国守護代甲斐将教に命じられているのは、かつて認められていた義種の大野郡における権限が失われていたことを示している。

それでは、斯波義種の大野郡における権限が失われたのは、いついかなる原因によってであろうか。確証はまったくないが、一つの仮説を提示することはできる。それは、明德二年(二三九二)三月の兄義将の管領辞任、越前下国である。これは、足利義満が斯波氏の政敵細川頼之との関係を修復し、斯波与党の山名・土岐氏への圧力を強めてきたことに反発してとった行動であり、客観的にみれば、将軍に対して公然と不満の意を表す行為である。

この義将の行動と関係があると思われるのが、明德元年から同四年に至る加賀守護職の不自然な変遷である。加賀守護職は至徳四年(明德元年・一三九二)四月に死去した富樫昌家のあと斯波義種が就任するが、翌明德二年五月に義将の嫡子義重の在職徴証が現れ、同四年七月には義種の復職が確認される。小川信氏はこの義種から義重への改補、義重から義種への還補は「当然何れも義将の申請を容れたもの」としている。小泉氏も義将の意図によると解し、詳細な推測をしている。しかし、義重から義種への還補はともかく、少なくとも義種から義重への改補、すなわち義種の加賀守護職解任は、義満による懲罰とみるべきではなからうか。つまり、義将・義種兄弟のとりわけ親密な関係を勘案すれば、義満への憤怒の念を抱いて管領職をなげうち下国する兄を見て、義種が行動を共にする蓋然性

は相当高いと思われる。もしそうだとすれば、この兄弟の行動に対する義満の懲戒処分が、二人の守護職改補だったのではなからうか。もちろん、義満は本気で斯波氏を失脚させるつもりはないので、義将の嫡子義重に一時的に守護職を遷し、ほどなく二人に還補したと解釈すれば、加賀守護職の不可解な変遷の説明はつく。加賀守護代はおそらく義種の守護就任当初から在職していたと思われる二宮種氏が、守護が義重になっても、義種が復職したあとも一貫して在職しているのは、義重への守護交替がまったく形式的なものであったことを示唆している。なお、義将は越前・信濃両守護にあつたが、両国の明徳年間の守護在職徴証がないので立証はできないものの、加賀と同様、一時的に義重に遷ったあと、しばらくして義将に還補されたのではあるまいか。義将（おそらく義種も）が下国した年の十二月に起きた明徳の乱に際して斯波勢を指揮して参戦したのは若干二十一歳の義重であり、義将・義種は共にこのときまで在国していたと思われるので、二人の還補はこのあと、二人が参加している翌明徳三年八月の相国寺供養までに実現したと思われる。

以上の仮説が成立するならば、義種が大野郡に有していた「特別な権限」は、明徳二年三月～五月の間（おそらく三月）に加賀守護職と共に喪失したと考えられる。そして、明徳三年に加賀守護に復職したあとも大野郡の権限だけ復活しなかったことは、前掲史料Bの語るところである。その後応永二十五年までは状況に変化のないまま推移し、松浦氏の指摘通り、大野郡は応永年間、守護・守護代の支配下に置かれたのであり、義種・満種父子の分郡であつた可

能性はない。

## 二 斯波持種と大野郡

寛正五年（一四六四）十月、斯波義種の孫持種は、二宮信濃入道が越前大野郡を「押妨」しているとして、伊勢貞親・季瓊真薬を介して幕府に訴えた結果、「可被返于修理大夫殿」との裁可が出て「安堵御判」も得た。しかし、二宮はこれを無視し、度重なる幕命にもかかわらず、文正元年（一四六六）六月になつても居座り続けた。この両者の抗争は、斯波持種と大野郡との関係を考える上で重要な手がかりとなり得る。

かつて私はこの抗争を、長祿二年（一四五八）から翌年にかけて持種の嫡子守護斯波義敏と守護代甲斐常治が戦った、いわゆる長祿合戦で敗れた義敏が失脚した結果、大野郡の分郡守護の地位にあつた持種の政治的地位が大きく失墜したのを機に、大野郡守護代であつた二宮信濃入道が「押妨」を働いたために惹起したと解釈したことがある（拙稿c）。この理解は、二宮信濃入道が長祿合戦で主家持種に背いて甲斐方に転じたことを見逃すという初歩的、かつ重大なミスを含むとともに、両者を守護・守護代の関係としてとらえた点も完全に誤つていた。

この抗争の経緯を詳述している『蔭涼軒日録』は、幕府が二宮に命じている内容について、持種へ「大野郡」（傍点河村）を「返すべし」とか「渡すべし」と伝えている。これは、二宮の行為が、かつて持

種が大野郡に有していた権限を奪取して、その返還が求められていること、そしてその権限は、個々の所領ではなく、あくまで郡全体に関わるものであったことを示唆している。<sup>(39)</sup>とすると、斯波持種がかつて大野郡全体に対して有していた権限とは、「越前大野郡安堵御判」とか「越前大野村<sup>(郡)</sup>持領」のごとき表現をふまえれば、郡を知行分として宛行われる、いわゆる郡主としてのそれではなからうか。すなわち、大野郡は寛正五年以前のある時期、斯波持種の分郡とされていたと考えられる。『心仁記』が持種のことを「大野修理大夫持種」と記すのはその反映といえなくもない。それでは、大野郡が持種の分郡とされた時期はいつであろうか。

持種が大野郡の郡主とされたのは、南北朝末期の一時、義種が義将から内々に認められたような「特別な権限」ではなく、幕府からの公認と考えられる以上、然るべき理由がなければならぬ。大野郡が守護の支配下にあったことが確認される下限の応永二十五年以降で、持種に分郡が公認されるにふさわしい時期としてまず想起されるのは永享九年（一四三七）である。

永享八年、斯波義郷が二歳の嫡子千代徳丸（義健）を残して没したあと、一時義郷の弟持有が千代徳丸の後見を務めたが、翌九年二月、持有は失脚し、持種がその地位を継承した（拙稿d一八一―一八三頁参照）。つまり、持種の父満種が加賀守護職を失って以来二三年間守護職から離れていた斯波氏支族の持種が斯波氏を代表することになったのであり、それを機に、管領家斯波氏当主の後見役にふさわしい知行分として、かつて祖父義種が義将から私的に「特別な権限」

を認められていた大野郡が、今度は「正規の」分郡として公認されたとみなすことは、それほど荒唐無稽な推定ではなからう。

### 三年欠十二月二十一日二宮信濃入道奉書

室町期の<sup>(40)</sup>大野郡が行政単位とされていたことを明確に示す徴証として知られているのが、次の文書である。

#### 【史料C】<sup>(41)</sup>

三宝院御門跡御領当郡牛原庄内外官役夫工米事、任十一月十六日免除御奉書之旨、可被停止催役之由候也、仍執達如件、

十二月廿一日<sup>(左近)</sup> 信乃入道<sup>(二宮)</sup>在判

二宮将監殿

乙部勘由<sup>(解脫)</sup>左衛門殿

この文書について小泉氏は、発給者二宮信濃入道を大野郡代として、斯波持種を「名目的ながら大野郡守護であった可能性がある」としている<sup>(42)</sup>ので、実質的には守護代としてもよからう。私も拙稿cにおいて、持種を大野郡の分郡守護とし、二宮信濃入道をそのもとの大野郡在京守護代として小泉説に従った。小泉氏も私も年代については特別注意を向けていなかったが、実はこの文書の年代によって、二宮信濃入道の立場が異なってくることに気がつかなかった。

松浦氏は、①発給者の二宮は長祿二年に始まる長祿合戦のときは信濃守を称している<sup>(43)</sup>ので、入道を称している史料Cはそれ以降のも

のである、②宛人の一人二宮左近将監は、応仁二年の史料（後掲史料D-③⑤）に見える安兼と同一人物である、という論拠から、長禄合戦以後のものとは結論づけた上で（b論文注11）、史料Cは、長禄合戦で主家斯波持種・義敏父子に背いて甲斐方に走った二宮が大野郡司となり、合戦後守護となった斯波義廉の命を受けて役夫工米免除を下達したものである、とした。

これに対して、私は拙稿dにおいて次のように疑問を呈した。

①南北朝末期から室町初期にかけての二宮氏として、至徳元年（二三八四）から信濃で活動し、同四年から加賀守護となった斯波義種のもとで守護代を務めた二宮与一（のち信濃守）種氏がいるが（拙稿a）、その所見史料の下限が、長禄合戦の四〇年も前の応永二十六年（二四一九）で、しかも「入道是信」と見えるので、長禄合戦までに、もう一代の信濃入道の存在を想定するのが自然であり、それが史料Cの信濃入道である可能性も否定できない、②二宮左近将監にしても、応仁時の安兼でなくとも、たとえばその父の官途とみることも可能である。以上の理由で、人物の面のみから史料Cの年代を長禄合戦以後と断定することは困難であるとした。その上で、前節で述べたような、二宮信濃入道と斯波持種の大野郡をめぐると立から導かれた持種Ⅱ郡主という結論をそのまま短絡的に史料Cの年代に適用して長禄合戦以前とし、史料Cを大野郡の郡主斯波義種の命を受けた代官（郡代）二宮信濃入道が、現地に派遣された使節、もしくは在国奉行の兩人に下された奉書と解釈してしまった（拙稿d一九六～一九七頁）。これは、長禄合戦以後とする松浦説が完璧

別表 外宮役夫工米徴収関係史料（永享9年～文正元年）

年月日	国・対象地	内容	出典
文安5. 5.26	(諸国)	催徴	『基恒』5月26日条
8.22	若狭・太良荘	催促停止	「百合」ア函 211-3
8.22	丹波・大山荘	催促停止	「百合」ト函 105-2
9. 5	若狭・太良荘	催徴	「百合」ノ函 248
9.18	若狭・太良荘	請取	「百合」ノ函 249
12. 6	播磨・矢野荘	催促停止	「百合」オ函 154
文安6. 3.10	尾張（妙興寺領）	請取	『愛知』9、1845
寛正2. 9.27	(諸国・春日社領)	免除	『雑事記』10月1日条
11.19	若狭・太良荘	催徴	「百合」カ函 132
11.19	若狭・太良荘	催促停止	「百合」ウ函 99
12. 5	播磨・矢野荘	催促停止	「百合」キ函 108-2
寛正4. 3.28	丹波・大山荘	催促停止	「百合」に函 230

註(1)「外宮役夫工米」と明記されているものに限った。但し寛正2年9月27日のは「大神宮役夫工米」とのみあるのを、他の例から外宮の役夫工米と判断して含めた。

(2) 出典の欄の略称は次の通り。

『基恒』：『斎藤基恒日記』（増補続史料大成10） 『愛知』9 = 『愛知県史』資料編9  
 「百合」 = 「東寺百合文書」 『雑事記』 = 『大乘院寺社雑事記』

ではないという理由だけで、検証もしないまま合戦以前のものと思い込んでしまった、恥ずべき過ちである。史料Cの年代はあくまで文書の内容から探らなければならなかった。

そこで、文書にある外宮役夫工米徴収の面から年代に迫るため、前節で持種が大野郡の郡主になったと推定した永享九年から二宮信濃入道の所見史料の下限である文正元年（一四六六）までの間で

外宮役夫工米徴収関係史料を収集してみたのが別表である。これによれば、外宮役夫工米の徴収が文安五年（一四四八）、同六年、寛正二年（二四六二）、同四年の四か年に確認されるので、史料Cの年代はこれらのいずれかに該当する可能性が高い。このうち文安六年

(宝徳元年)の尾張妙興寺領に關しては、三月の請取なので前年の賦課分と判断され、候補から除外してもよからう。残る三つを日付の面から比較すると、史料Cの十二月(免除奉書は十一月)に近似しているのは八月と十二月の文安五年と九月と十二月の寛正二年で、三月の寛正四年の可能性は低いとみてよからう。その結果、長祿合戦前の文安五年と合戦後の寛正二年にしばらくされることになる。しかし、このいずれかに決定するのは、結論からいえば無理であり、結局、史料Cの二宮信濃入道が大野郡主斯波義種のもとの代官なのか、それとも越前守護斯波義廉のもとの大野郡司なのかを決定することは、残念ながらできない。

ただ、史料Cの年代にかかわらず、二宮信濃入道が郡務を統括し、そのもとで二宮左近将監・乙部勘解由左衛門が奉行、もしくは使節の立場でこれを支える支配体制がとられていたことは動かない。

#### 四 応仁の乱前夜の大野郡と二宮氏

史料Cが仮に長祿合戦以前のものであったとしても、合戦後も二宮信濃入道が今度は大野郡司として、守護斯波義廉のもとで郡務を司っていたことには変わりない。その信濃入道は、斯波持種と抗争を続けていた間は二宮氏の惣領の地位にあったとみられるが、応仁の乱が始まる頃には、惣領は別人に変わっていて、大野郡の支配体制にも変化が見られる。その様相をみていこう。

#### 【史料D-1】<sup>47)</sup>

畏申上候、  
抑就井野部郷之御領中候て、自二宮与次殿、半分落申へく候と被申候、随而相残候半分おも、御代管申、御年貢等守護方より進上申へく候由、堅申被付候間、御百姓等驚入迷惑仕候、可然様二郡司方へ被仰下候て、如以前之御知行候ハ、御百姓等弥畏入可存候、定委細者、自御政所御注進可有候、さ候間、今郡司方へ御預候ハ、末代不可然候、此等之趣聞食被上候て、御披露候□□畏入存へく候、恐惶謹言、

十二月八日 井野部郷 御百姓

進上御代管殿 参

#### 【史料D-2】<sup>48)</sup>

〔端裏ウラ書〕  
〔此在所本伏奉書案〕 朝倉弾正左衛門尉

二宮殿 御宿所 孝景

尚々円光寺分事者、無其煩候様被仰付候者、畏悦候、

上醍醐円光寺事、今度此方被致御祈祷候、彼寺領井野部郷事、聊無其煩之様、可被仰付之由候、三宝院殿御事者、敵方御一味之分候、円光寺事彼御門弟□□て候へ共、別而此方被致御祈祷之子細候、私又申通子細候間、如此執申候、無為二被懸御意候者、可畏入候、委細将監殿へ令申候、恐々謹言、

三月十一日 孝景 在判

二宮殿

御宿所



【史料D-1③】  
(端裏ウラキ)

「此在所本伏奉書案

朝倉彈正左衛門尉

二宮將監殿

孝景

御宿所

上醍醐円光寺事、今度此之方被致御祈禱候、仍彼寺領井野部郷事、聊無其煩之様、可被仰付之由候、三寶院殿之御事者、敵方御一味之分候間、彼御知行之事者、ともかくも可被仰付候哉、是も三寶院殿之御門弟にて御入候へ共、円光寺事者、別而此方被致御祈禱子細候、無為二被仰付候者、尤可然候、為御心得巨細令申候、彼円光寺之事、私別而申通子細候間執申候、可然之様被懸御意候者、可為畏悦候、委細尚彼方より可令申候、恐々謹言、

三月十一日

孝景 在判

二宮將監殿

御宿所

【史料D-1④】  
(端裏ウラキ)

「此在所返付返状案

二宮庶子・宗領兩人分」

表書

朝倉殿

二宮与次

御返報

種数

三月十一日之御礼同十九日到来、委細拝見仕候、仍就上醍醐円光寺領井野部郷之事、被仰下候趣得其意申候、殊貴所被仰通由

候、旁以不可存等閑候、就其委細慈視院へ申候間、定可有御注進候、恐々謹言、

三月十九日

種数判

朝倉殿

御返報

【史料D-1⑤】  
(④と一紙)

上醍醐円光寺御領井野部之郷事、無為二帰付御申候之由候、目出令存候、於于田舎聊不可有緩怠候、委細種数申入候、定自慈視院可有御注進候、此等之趣可得御意候、恐々謹言、

三月廿日

兼判

朝倉殿

貴報

表書

朝倉殿

貴報

二宮將監

安兼

右の五通の文書は、大野郡牛原莊井野部郷の半済停止に関わる文書群の一部で、年代は『醍醐寺文書』(大日本古文書家わけ)、『福井県史』資料編2の傍注の通り、①が応仁元年(一四六七)、②③が同二年と考えられる。まず、①によって、守護斯波義廉のもとで大野郡に郡司が置かれていたことが確認されるが、その郡司は半済設定を百姓に直接通告してきた二宮与次(種数)とは別人物のように読み取れるものの、ここだけでは必ずしも断定はできない。②③は井野部郷の領主上醍醐円光寺(円光院)の依頼を受けた朝倉孝景が、半済の撤回(②③)の端裏書にある「本伏」は「本復」の意であ

ろう)を現地で活動する二宮与次種数と同左近将監安兼に申し入れた書状で、④⑤は二人がこれに同意したことを示しており、大野郡司はこの二人のうちのいずれかであることは明白である。

円光院が④⑤の案文を入手してこれを一紙にまとめる際、端裏に「二宮庶子・宗領兩人分」と記しているのは④、一通目の種数を庶子、二通目の安兼を惣領と認識していたことを表しており、『醍醐寺文書』、『福井県史』資料編2の傍注、松浦氏が共に指摘している通りである。また、安兼が朝倉への返状⑤に「委細種数申入候」と書いたのも、種数を下位とみなす書きぶりといえる。これらから、①にある「郡司」は惣領たる安兼とみなすのが妥当である。

ただ、②の末尾の「委細将監殿へ令申候」は右の理解と矛盾するように思われる。すなわち、朝倉氏は種数の方が安兼よりも上位にあると認識していたことを示唆する書き方である。<sup>53</sup>つまり、朝倉氏が安兼と種数の惣庶関係を誤解していた可能性があるのである。その原因は、在京による情報不足のみならず、そもそもそのような誤解が生じるほど二人は対等に近い関係にあったのではなからうか。二人に対する朝倉氏の書状②と③を見ても内容はほぼ同じで、朝倉氏は、安兼・種数双方に、個別かつ平等に働きかけているといえるし(但し「委細将監殿へ令申候」とある通り③がやや長文)、その要請に二人が応えた④と⑤を見ても、彼らの間に決定的な立場の差は読み取れない。また、二人と朝倉氏の間を仲介している慈視院光政が、円光院と朝倉氏の間を仲介したと思われる朝倉被官三輪久直に結果を報告した書状<sup>54</sup>によれば、安兼は「御状之事候条何までも

なく渡申度」と、無条件で受諾したのに対して、種数は「御屋形様より被召仕事候之条、一端御申肝要」とて、守護斯波義廉への照会(了承の確認<sup>55</sup>)を条件として提示している。このように種数は庶子でありながら、惣領で郡司の安兼に臆することなく自分の意見を述べており、二人の間に明確な上下関係は認められない。むしろ、二人は共同で大野郡支配に当たっていたという印象さえ受ける。

このような二人の関係は彼らの出自に由来するのかもしれない。すなわち、前掲史料Cが長祿合戦以前(おそらく文安五年)なら安兼の父、以後(おそらく寛正二年)なら安兼本人とおぼしき二宮左近将監は、二宮信濃入道のもとで、奉行、もしくは使節として実務に当たった立場にあり、少なくとも当時の二宮氏当主ではなかった。一方、与次種数は、南北朝末・室町初期の信濃守系二宮氏惣領与一種氏の弟と目される与二種泰<sup>56</sup>の系流に属する者で、信濃入道から見れば庶流に当たるとの、持種の偏諱を受けた義種系斯波氏の直臣であり、信濃入道との距離は、安兼よりもむしろ近かったといえる。こうした二人の系譜上の位置<sup>57</sup>が、絶対的な惣領―庶子の関係ではなく、対等に近い状態を生んでいたと考えられる。

ところで、二宮安兼の父、もしくは安兼本人が、信濃入道のもとで実務に当たっていた史料Cの段階から、応仁の乱勃発時(史料D)までに安兼が惣領、郡司になっていたことになるが、この二宮氏の中の劇的逆転現象はいつ、いかなる原因で起きたのであろうか。これについては諸先学は特段関心を払ってこなかったし、<sup>58</sup>私も等閑に付してきたので、以下、ひとつの大胆な仮説を提示してみたい。

まず時期については、二宮信濃入道が幕命を無視して大野郡を斯波持種に渡さず抵抗していた期間はまだ彼が惣領の地位にあったとみてよからうから、大野郡をめぐる抗争を伝える『蔭涼軒日録』の関係記事のうち、「信濃入道」の名が明記される最後の寛正六年九月十日が上限となろう。ここから史料D-①の応仁元年十二月までの二年間で、二宮氏の一族内秩序に激変をもたらした契機になりそうな出来事を探索すると、斯波持種による斯波竹王丸（義敏の弟）奪取事件が候補として浮かんでくる。

斯波持種は足利義政側近の伊勢貞親、亀瓊真薬を介して、失脚していた嫡子義敏の復権運動を展開した結果、文正元年七月二十三日、ついに義政は義廉の惣領職を否定してこれを義敏に与え、八月三日には義廉を支援する山名宗全の娘と義廉の婚約破棄を命じるなど、義敏支持を鮮明にしたため、宗全を始めとする義廉派大名は反発を強め、京都では緊張が高まった。そうした折の八月十三日に起きた竹王丸奪取事件について伝えるのが、次の二つの史料である。

【史料E-①<sup>61</sup>】

修理大夫殿<sup>(竹王)</sup>□□殿、比年二宮信濃入道保護彼宅、擒□□、往于丹波国藏身、恠之見之、窃宿于細河殿被<sup>(官人)</sup>□□一宮左京亮所、仍自大夫殿奪取之被進于公方、即御对<sup>(面)</sup>□被渡進于修理大夫殿第、顧之離別以来歴十年□□、識面執手共相泣、而不勝手足踏舞歎喜踊躍之由、御使奉行齋藤民部丞来而告之愚老及座客、聞之催感涙、尤公方威力所及、先職忠功世上皆慶幸之、修理大夫殿

河村 南北朝・室町期越前国大野郡の守護支配体制再考

以二宮与三郎為使、且喜且謝也、兵衛佐殿依此事、愈增威氣含喜色、以為可得勝利、想威風可知乎、竹王殿年令十三歳云、其容儀美可觀也、修理大夫殿為竹王殿来帰之喜、仍来謝也、奪取彼仁之時刻者前夜八鼓以後也、

【史料E-②<sup>62</sup>】

竹王丸自山門召取之、渡細川、則渡遣兵衛佐了、仍二宮与次自害、十八歳云々、越中子云々、

①によれば、斯波竹王丸は近年、二宮信濃入道のもとに「保護」の名目で事実上人質として拘禁されていたが、あるとき丹波に移り、細川勝元被官一宮左京亮の宿所に身を隠していたところ、八月十三日、父持種<sup>63</sup>が竹王丸を奪取して將軍義政に差し出し、即時対面の上、持種邸に身柄が渡されて一〇年ぶりの涙の父子再会となった。そして、同月十八日に持種・義敏・竹王丸の父子三人がそろって將軍御所に参上し、長祿合戦で失脚していた義敏の復権が完結する。

この事件について、奈良興福寺大乘院尋尊が得た情報<sup>(2)</sup>は、亀瓊真薬の記録<sup>(1)</sup>とはかなり違っていた。すなわち、山門が竹王丸を召し取ってそれを細川氏に渡し、細川から斯波義敏（左兵衛佐）に送られたとし、細川氏を①とは真逆の持種・義敏側の立場として伝えている<sup>(65)</sup>。この場合、斯波義敏の復権運動を伊勢貞親と共に主導していた、いわば当事者の一人で、持種から前夜の竹王丸奪取の決行時刻（八鼓以後）まで聞いている亀瓊真薬が記録する①のほうを信じるべきであろうが、②には①にない、注目すべき情報が記

されている。すなわち、この事件に関連して、二宮越中の子で十八歳になる与次が自害したとする点である。信濃守系二宮氏が義種系斯波氏の筆頭被官であったのに対して、越中守系二宮氏は斯波氏本宗家の被官であった。<sup>67</sup> また、与次は前述したように信濃守系二宮氏の庶流に属し、前掲史料D-①②④の種数も、もとは斯波持種から偏諱を受けた被官であり、越中守系二宮氏ではない。このように、尋尊の得た情報には不正確、不明瞭なところがあるが、「竹王丸奪取事件が原因で二宮氏に自害者が出た」という文脈として理解し、それがなんらかの史実を反映しているとすれば、これを信濃入道の失脚として読み取ることができないだろうか。

竹王丸奪取事件については不明な部分が少なくないが、おおよそ次のように理解したい。主家斯波持種・義敏に背いて守護代甲斐方に走った二宮信濃入道にとって、義敏の弟竹王丸は、嫡子松王丸ほどではないにせよ危険分子ではあった。それで自宅に保護名目で事実上拘禁していたものの、細川勝元被官で丹波の一宮左京亮のもとに逃げられてしまった。<sup>68</sup> これは、その当時の細川勝元が、まだ斯波義敏復権を支持する立場にあったためであろう。しかし、勝元は文正元年七月、義敏復権が伊勢貞親・亀瓊真薬の奔走で実現すると、これに反発してむしろ反対の態度を示したため、<sup>69</sup> 持種は細川（一宮）のもとから竹王丸を奪取する必要性を感じたのであろう。尋尊の得た情報が、細川氏が義敏側に立っていることを前提としているのは、一段階古い情報に基づく京都での風評を反映しているのではなからうか。ただ、山門が竹王丸奪取に関与しているという点は、たとえば、

持種が山門関係者に依頼して実行したことの反映かもしれない。二宮与次の自害というのは誤った情報を含んでいる可能性が高く、直接信濃入道の失脚を意味するものではないとしても、二宮氏が竹王丸を逃がしてしまった責任を追及されたことを示唆する情報ととらえることも可能であろう。もちろん、惣領の座をねらう安兼側のアクションもあったであろうが、二宮氏内でおきた突然の政変の起点に、この竹王丸奪取事件があったのではあるまいか。

## むすび

多くの臆測を交えて検討した結果を、以下まとめておく。

南北朝末期の大野郡は、斯波義種が半済給与権を含む「特別な権限」を、守護の兄義将から私的に認められていた。それは義将が越前守護職を回復した康暦二年（一三八〇）、それまで越中守護代として分国支配に尽力してくれた弟に贈った一種の恩賞であった。しかし、義将が明徳二年（一三九二）三月、將軍義満への不満を募らせて管領職を辞し帰国した際、行動を共にした義種もろとも守護職を一時解任され、自動的に義種の大野郡における「特別な権限」も消滅したと思われる。まもなく義将・義種は守護に復帰するが、義種の大野郡における「特別な権限」が復活することにはなかった。

その後義種の孫持種が、幼い斯波氏当主千代徳丸の後見人になった永享九年（一四三七）、その地位にふさわしい知行分として父祖以来の伝統ある大野郡が將軍より宛行われ、子息義敏が越前守護に

なつて以後も持種の郡主の地位は継続されたと思われる。代官は二宮信濃守であつたが、長祿合戦で二宮が持種・義敏に背き、敗れた義敏が失脚すると、新守護のもとで大野郡司の地位に就いた。持種は当初細川勝元、ついで伊勢貞親、亀瓊真業を通じて義敏の復権運動を進めた結果、寛正四年（一四六三）十一月に実現した。また、翌五年からは自身の分郡復活を企図して、貞親・真業の支援で、郡司二宮の実効支配を「押領」として義政に訴えた。その結果、持種に分郡として安堵されたものの、二宮はその後大野郡を明け渡さず、持種の郡主としての権能は有名無実のままであつた。

文正元年（一四六六）七月、斯波義廉の惣領職が否定されて義敏に認められると、持種は義廉側に転じた細川勝元の被官一宮氏のもとに匿われていた竹王丸を奪取した。竹王丸は当初二宮信濃入道が拘禁していたものの、まだ義敏側にいた時期の細川勝元の被官一宮氏のもとに脱出した経緯があり、持種による竹王丸奪取を機に、竹王丸を逃がした責任を問われた二宮信濃入道が失脚し、かつて信濃入道のもとで奉行、もしくは使節として実務に当たっていた二宮左近將監本人、又はその子の安兼が惣領、郡司となった。そして、信濃入道の庶族と次種数と安兼が対等に近い関係で、大野郡をいわば共同統治する体制が応仁の乱直前に形成された。

以上が小論の一応の結論であるが、確証のない大胆な臆測を多く含む、仮説の域を出ないことはいうまでもない。

応仁の乱では、東軍に転じた朝倉氏と二宮氏が大野郡を舞台に攻防戦を展開するが、文明七年（一四七五）七月、牛原莊井野部郷に

おける合戦で、安兼とおほしき二宮左近將監や弟駿河守らが戦死して、ここに二宮氏の大野郡支配は実質的に終焉を迎える。その後朝倉氏は慈観院光玖を大野郡司に任じて斯波時代の支配体制を継承することは、先学が明らかにしてきたところである。

#### 註

- (1) 松原信之「朝倉光玖と大野郡」（『福井県地域史研究』5、一九七五年）。
  - (2) 小泉義博「斯波氏の領国支配」（『福井県史』通史編2、一九九四年、第三章第一節）。
  - (3) 松浦義則 a 「中世後期の「大野郡」（『福井県歴史の道調査報告書第5集』美濃街道・勝山街道』福井県教育委員会、二〇〇五年、第二章）、b 「中世以前の諸地域について」（『福井県文書館研究紀要』六、二〇〇九年、2 「大野郡の特質」）。以下では、それぞれ a 論文、b 論文とする。
  - (4) a 「南北朝期における守護権力構造―斯波氏の被官構成―」（二）（『若越郷土研究』二二―三、一九七八年、のち木下聡編著『管領斯波氏』戎光祥出版、二〇一五年、に再録）  
b 「守護支配の進展」（『前掲『福井県史』通史編2、第二章第二節）  
c 「南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題（二）」（『若越郷土研究』四四―二、一九九九年）
- 以下では、それぞれ拙稿 a、拙稿 b、拙稿 c とする。
- (5) 『大野市史』通史編上（二〇一九年）、第三章第一節三「斯波義種と大野郡」、第四章第三節「斯波氏の衰退と大野」。以下では、合わせて拙稿 d とする。
  - (6) 『福井県史』資料編2、京都大学文学部博物館古文書室所蔵一乗院文書一三三号。

(7) 同文書一七号。

(8) 史料A-①には案文(『大野市史』史料総括編、古代・中世史料、文書八三号(天理図書館所蔵)があり、その端裏書に「二宮施行 嘉慶二」と見え、史料A-②の文中にも「先度任御施行之旨」とあるので、A-①は書状形式ながら実質施行状とみなしてよい。

(9) 分郡守護論の研究史については、今谷明「守護領国制下における国郡支配について」(『千葉史学』創刊号、一九八二年、のち同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、に再録)、山田徹「分郡守護」論再考(『年報中世史研究』三八、二〇一三年)など参照。

(10) 以下紹介する松浦氏の論考の注(a論文2・b論文7)に挙げられている拙稿はcであるが、内容は二宮氏泰を大野郡司としたaになっている。いずれにせよ、拙稿dでは、松浦氏の批判を受け入れて、後述するように見解を改めた。

(11) 松浦氏は半済停止を命じた主体(二宮氏泰に命じた人物)について、a論文では「越前守護斯波義将と考えるのが自然であるが、大野郡の半済支配権を与えられていた義種である可能性も否定できない」として断定を避けているが(八頁)、b論文では本文に紹介したように、義将が義種の了解を取った上で二宮による内々の施行によって処理したとしている(五頁)。

(12) 山田氏註(9)前掲論文。

(13) 拙著『南北朝・室町期一色氏の権力構造』(戎光祥出版、二〇一六年)。

(14) 牛原莊丁郷・井野部郷の段銭免除御教書の入手を指示する、嘉慶元年十一月十日醍醐寺理性院宗助書状(『福井県史』資料編2、醍醐寺文書七三三号(以下醍醐寺文書については同書の文書番号を示す))に、「抑日吉段銭懸地下謹責、先々免除御教書以下案文以下被取整可給候、可令申守護方候、

守護方惣仙取懸仰候」とある。

(15) 山田氏は、氏が最も「分郡守護らしく」見えるとする赤松氏の分郡撰津国馬郡、一色氏の分郡尾張国智多郡・海東郡においてさえ、それぞれ撰津守護細川氏、尾張守護斯波氏の遵行命令が出されていることを指摘している(註9前掲論文二八八頁)。

(16) 註(14)文書に「武家半済給人安居備前守」とある。安居氏が義種の被官であった点は、松浦氏a論文に詳しい。

(17) 史料的限界から、義種の半済に関する権限が郡単位に認められていたことを明示することはできないが、安居備前守を半済給人にしていた牛原莊丁郷のほかに、史料Aの泉・小山両荘も、義種自身が半済分の領主になっていたか、もしくは被官に給分として宛行っていたとみられるので、郡内の複数の莊園に義種の関わる半済地が設定されていたことは確認できるし、そもそも、半済給与権は、個々の所領毎に認められるのではなく、少なくとも郡のような広域を単位にしたであろうから、義種が大野郡全体における権限を認められたとみてよからう。但し、あくまで原則であって、実際にどれだけ半済を実施し得たかは別である。

(18) 池田正男「越前の禅宗草創期について」(『若越郷土研究』五三―一、二〇〇八年)二〇―二二頁。なお、崇聖寺の開創日が靈致の示寂日の前日とされるところから、名目的な開山だった可能性がある。

(19) 『空華日用工夫略集』永徳二年五月二十三日・嘉慶二年三月十四日条。

(20) 拙稿aで明らかにしたように、斯波義種は、兄義将が越中守護職を得た応安元年(一三六八)から康暦元年(一三七九)までの一一年間守護代を務めたと思われる(在職徴証は応安四年以降)。

(21) 醍醐寺文書七五号。

- (22) 同文書七六号。
- (23) たとえば、「東寺王代記」(『続群書類従』二九下、雑部) 明徳二年三月十二日条に「左衛門佐義将辞武家管領、下向越州」とある。
- (24) 斯波義将の管領辞任の経緯、背景については、小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年) 四八三～四八八頁参照。
- (25) 至徳四年六月十五日前修理大夫宛管領斯波義将施行状(『加能史料』南北朝Ⅲ、二八六頁、美吉文書)。
- (26) 明徳二年五月九日治部大輔宛管領細川頼元施行状(同書、三二九頁、尊経閣古文書纂)。
- (27) 明徳四年七月十日足利義満御判御教書(『加能史料』室町Ⅰ、二頁、大乘寺文書)に「守護人修理大夫<sup>(斯波義種)</sup>と見える。
- (28) 小川氏註(24) 前掲書五一〇頁。
- (29) 小泉義博「室町期の斯波氏について」(『北陸史学』四二、一九九三年)のち註4前掲『管領斯波氏』に再録。氏は、加賀守護が義種から義重に替わったのは、義将が義重の政界登場の第一歩とするため、自らの管領職を辞して後見体制を万全にした、とした。また、義重から義種に戻したのは、義重には守護としての職務遂行能力が欠けていると判断し、一旦職から離して時間を稼ぎ、成長を待とうとしたから、と推測している。
- (30) 拙稿cでは、加賀守護職の変遷を「義将・義種兄弟の政治的軋轢、そしてその後の和解を示唆するものである」としたが(一九頁)、本文のように訂正する。なお、拙稿dでは加賀守護職の変遷を特に問題とはしなかった。
- (31) 明徳二年六月十九日二宮与<sup>(種氏)</sup>一宛加賀守護斯波義重遵行状案(『加能史料』南北朝Ⅲ、三二九頁、室町家御内書案)。以下、応永十九年五月三日二宮信濃入道宛加賀守護斯波満種書下(『加能史料』室町Ⅰ、三二五頁、天龍寺所蔵文書)まで多数の徴証があり(是信は種氏の法名と思われる(拙稿a参照)、この間に他の人物の守護代在職徴証は一点もない。
- (32) 『明徳記』(『群書類従』二〇、合戦部)に斯波義将・義種の名は見当たらず、「斯波家譜」(註4前掲『管領斯波氏』所収)にも「其刻義将の北国より上洛候へハ、はや内野の御合戦さんし候、十二月卅日の夜京着候なる」とあり、義将は合戦当日に上洛したと伝える。なお、松平本『明徳記』(『加能史料』南北朝Ⅲ、三七八頁)が、義満のもとに参集して着到に名を付けた人物の中に「茲波ノ左兵衛佐義重・同三郎義種」の名を挙げ、義種の参戦を伝えるが、義重・義種の官途・仮名はいずれも誤っており、信はおけない。
- (33) 『相国寺供養記』(『群書類従』二四、积家部)によれば、義将は義満が御所に随兵等を召す際の申沙汰を務め、義種は嫡子満種を義重と共に後陣随兵一番に参列させている。
- (34) 拙稿cでは、義種の権限喪失の時期について、加賀守護職を改替されたときか、復職したときのいずれかではないかとしていた(一九頁)。
- (35) 応永二十五年十二月六日甲斐美濃入道宛越前守護斯波義淳遵行状(醍醐寺文書八三号)は、牛原三箇郷を「去七月十日 御判之旨」に任せて三宝院雑掌への打ち渡しを命じるものであるが、「去七月十日御判」に当たる同日付足利義持書状(同文書八二号)に「牛原四ヶ郷」を含む七箇所について、「或半済、或無理押領」を停止せよとあるので、守護→守護代の遵行系統によって半済停止が実施されていたことが確認できる。
- (36) 但し、斯波義種の開いた崇聖寺を子息満種が法号としているように(『武衛系図』(『続群書類従』五下、系図部)、満種の代になっても大野郡との関わりが無に帰したわけではもちろんなく、関係寺院や所領に対する権利は維持されたと思われる)。

- (37) 『蔭涼軒日録』寛正五年十月十七日・二十三日条。
- (38) 同書、文正元年六月十三日条に「修理大夫殿屋形被移之事、大野村未渡之事評之」、同月二十四日条に「於御棧敷伺修理大夫殿可移于本宅之事并大野村可渡之事兩条、以伊勢守所申披露之」とあって、この時期に至っても二宮の「押妨」が続いていたことが知られる。
- (39) 松浦氏は、a論文では「二宮信濃入道は持種の所領に対しては支配権を拡大したらしく」とか「持種の所領を押領していた」などと述べ(一〇頁・一一頁)、b論文でも「義種系庶子家は大野郡に所領を持っていました」「二宮信濃入道は」庶子家(義種系斯波氏)分の年貢も押領していた」とあり(五・六頁)、義種が大野郡の中にいくつかの所領を有していたと理解しているように読み取れる一方、b論文の他の箇所では、「持種は」所領である大野郡が義種の所領と理解しているとも受け取られ、松浦氏の真意がいずれにあるのか判断に迷うところであるが、いずれにせよ、持種と二宮の争奪の対象は、荘園とか村といった個別の所領ではなく、あくまで大野郡全体に関わる権能であったとみるべきである。そのことは、季瓊真彙が「大野郡」以外に「大野庄」とか「大野村」と表記することがあったものの(『蔭涼軒日録』寛正五年十二月二十四日・文正元年六月十三日・二十四日条)、文正元年八月十八日条でわざわざ「改村作郡」と訂正していることからわかる。
- (40) 『蔭涼軒日録』寛正五年十月二十三日・文正元年八月十八日条。小泉氏が大野郡を持種系斯波氏と二宮氏にとって「私領的な地域」であったとするのは、こうした史料表記を意識してのことであろうが、同時に持種を名目的な大野郡守護と推測しているのは(註2前掲書四七三頁)、分郡守護論に基づく見解といえる。
- (41) 『応仁記』(『群書類従』二〇、合戦部)巻一「武衛家騒動之事附畠山之事」に「大野修理大夫持種一男義敏ヲ執立」とある。
- (42) 醍醐寺文書一四九号。
- (43) 小泉氏註(2)前掲書四七二～四七三頁。
- (44) 朝倉氏由緒覚書(『福井市史』資料編2、「朝倉家記」所収文書三〇号)の長祿合戦に関する記述の中に「此時分者甲斐美濃入道・二宮信濃守・織田与次一味仕候へ共」とある。
- (45) 応永二十六年十月十七日室町幕府御教書(『富山県史』史料編Ⅱ、六〇七号(仁和寺文書))に「円宗院領越中国石黒庄内広瀬郷領家職事、二宮信濃入道是信出請文」と見える。
- (46) 文安五年と寛正二年の二つの年代を、二宮信濃入道を軸にして可能性を比較しても甲乙付けがたい。すなわち、二宮信濃入道の父、もしくは祖父と思われる二宮与一種氏(のち信濃入道是信)は、至徳四年(一三八七)六月時点で父氏泰が守護代を務める信濃に下向して反守護派国人と戦い、自派国人には所領預置まで行っている(『信濃史料』七卷一八六・一八七頁)、家督には就いていないとしても、かなりの年齢に達していたとみてよい。仮に二十五歳とすると文安五年には八十六歳となり、同年の二宮信濃入道を種氏とはみなし難く、種氏の子息とするのが妥当である。その子息を種氏二十五歳のときの子と仮定すれば(室町期斯波氏惣庶七人が第一子をもうけた平均年齢は二十四・八歳)、文安五年の年齢は六十一歳となり、入道していても不自然ではなく、史料Cの二宮信濃入道を種氏の子息とみなすことは十分可能となる。また、史料Cが寛正二年の場合でも二宮信濃入道を種氏の孫とすれば説明は可能である。すなわち、種氏もその子も仮に二十五歳のときに第一子をもうけたとすると、種氏の孫は長祿三年は



四十八歳、寛正二年は五十歳となり、この間に入道したとみることほそれほど無理ではない。結局、文安五年と寛正二年のどちらかに決定するだけの材料が今のところ見当たらない。

(47) 醍醐寺文書一三九号。

(48) 同文書一四二号。

(49) 同文書一四一号。

(50) 同文書一四三号。

(51) 同文書一四六号。

(52) 史料D-①⑤の五通を含めた、井野部郷の半済停止に関わる文書群計一〇通(醍醐寺文書二三九〜一四四・一四六〜一四八・一五二号)の中で、応仁二年三月二十日と同年十一月日の日付をもつものがあるので(一四四・一五二号)、この一〇通は応仁元年から翌二年にかけてのものと判断してよい。

(53) たとえば、安芸の国人吉川氏の例でいえば、文明十八年十二月晦日付吉川駿河守宛浦上則宗書状(『吉川家文書』三〇二号)の末尾に「委細者堺孫左衛門殿へ申候」とある堺氏は、吉川氏一族で奉行を務める重臣である(『千代田町史』通史編上、三二一・三二三頁)。このように、書状の末尾において「詳細は名宛人の配下の者に別に知らせる」と記す事例は枚挙にいとまがない。

(54) 醍醐寺文書一四七号。

(55) 松浦氏は、この部分は「両二宮の言葉」と理解しているが(a論文二二頁)、前註文書の尚書部分に「將監方者御状之事情余何までもなく渡申度由被申候へ共、与次如何申候哉、如此申候」とあるのは、安兼と種数は意見を異にしていて、安兼は無条件了承を回答していると読み取れるので、「一端御申肝要」の部分は種数の意見と考えられる。種数が④で「就其委細慈視院へ申候」と言っているのがこの意見のことであろう。

(56) 二宮与二種泰は明徳二年八月の相国寺供養において、斯波満種の随兵に列し、「搔副張替役」という最高位の役を務めている(註33「相国寺供養記」)。(57) 小泉氏は安兼・種数を兄弟と断定しているが(註2前掲書四七二頁)、論拠は示していない。安兼の出自については手がかりがまったく不明であるが、少なくとも史料Cによる限り、信濃守(与一)流や与次流二宮氏よりは下位に属する庶族とみるべきであろう。

(58) たとえば佐藤圭氏は「その後、信濃入道の名は史料から見えなくなり、やがて惣領はこの安兼に移っていったとみられる」として、惣領が交替した事実を指摘するのみで、その事情については説明していない(福井県立一乗谷遺跡資料館古文書調査資料1『朝倉氏の発給文書』、二〇〇四年、二三二頁)。

(59) 『大乘院寺社雑事記』文正元年七月二十三日条。

(60) 『蔭涼軒日録』文正元年八月三日条。

(61) 同書、文正元年八月十二日条。

(62) 『大乘院寺社雑事記』文正元年八月十三日条。

(63) ①の「自大夫殿奪取之」の「大夫殿」を細川右京大夫勝元と解する余地もゼロではないが、勝元のことを直前で「細河殿」と表記している(『蔭涼軒日録』における勝元は、ほとんど「細川右京大夫」と表記される)、修理大夫持種を指すとみてよからう。ただ、持種自身が一宮左京亮の宿所に押し入って竹王丸を奪取したと解する必要は必ずしもなく、誰か(たとえば②に見える山門関係者)に依頼して実行したとみてもよい。

(64) 『蔭涼軒日録』文正元年八月十八日条。

(65) 松浦氏は「義敏は二宮信濃入道により拘禁されていた弟の竹王丸も細川氏の手を経て奪還している」として、奪取の経緯については、②の情報を用いている(a論文一一頁)。

(66) 義種が越中守護代を務めたのは十七、二十八歳の青年期に当たりますが、越中砺波郡の郡務担当者は二宮信濃入道が務めており(拙稿a)、壮年期にあったと思われる二宮信濃入道が若い義種を支えていたことがうかがわれ、信濃守系二宮氏と義種系斯波氏の密接な関係はこのときから醸成されていたと思われる(拙稿d二四九頁)。松浦氏は二宮氏泰・種氏父子が信濃・加賀で義種以外に斯波義将・義重のもとでも守護代を務めたり、相国寺供養で種氏が義重の随兵として参加していることをもって、彼らは「義種の家臣ではなく、斯波氏当主の家臣であり、領国経営の必要から義種に附属せしめられている」とし、「義種配下」と表現すべきであるとしている(a論文八頁)。確かに氏泰は信濃で守護義種と義将のもとで守護代を務めているし、種氏も加賀で守護義重・義種のもとで守護代になっていて(拙稿a)、義重が加賀守護のときの相国寺供養には義重の随兵に加わつてもいるので(相国寺供養記)、義種個人の被官とはいえない。ただ、この頃の義将・義種兄弟はいわば一心同体のような関係にあり、義種との関係が比較的濃密だった信濃守系二宮氏が義将のもとで守護代を務めることは何の違和感もなかったと思われる。また、義重のもとでの守護代や相国寺供養の際の随兵については、義重の一次的守護就任に伴う、いわば緊急避難的対応だったのではあるまいか。しかし、義種が加賀守護につくと、種氏以降の信濃守系二宮氏は、斯波氏宗家との関係は希薄となり(斯波氏宗家被官二宮氏は越中守系に固定する(次註)、義種系斯波氏の筆頭被官の地位を確立していったと思われるので、松浦氏が、長祿合戦で二宮信濃入道が斯波持種に背く遠因を、義種と二宮氏泰・種氏が強固な主従関係になかったことに求めている点は疑問である。

(67) 『満濟准后日記』正長二年八月二十四日条に管領斯波義淳の「内者」として、永享二年六月二十六日条には義淳の使節として、いずれも二宮越中入道の名が見える。この越中守系二宮氏は、応永四年七月、信濃守護斯波義将の

もとで守護代の地位にあった二宮越中入道は随(『信濃史料』七卷三二一)三二二頁、市河文書)の後裔であろう。

(68) 拙稿dでは、二宮信濃入道が一宮左京亮のもとに「行かせた」と解釈して、「理解しがたい」と述べたが(二九四頁)、「逃げられた」と解釈して、②の二宮与次の自害を、その責任を取らされた結果とみなした。与次の自害と信濃入道の失脚を同一の事象とみなすのは相当無理はあるが、②の記事には明白な誤情報が含まれることも考慮して、敢えてこのように判断した。なお、竹王丸が自力で脱出できるわけもなく、一宮氏の手引きがあったのであろう。

(69) 細川勝元は長祿四年閏九月二十一日、三宝院義賢を通じて將軍義政に義敏の赦免を申し入れたが、義政に拒否された(『長祿四年記』同日条)。しかし、寛正四年十一月十三日に再度、義敏・松王丸の赦免を申し入れると、義政は伊勢貞親に可否を諮問し、筑前在国を条件に許可した(『藤涼軒日録』同日条)。このように、管領在任中の勝元は義敏派の立場を維持していた。

(70) 足利義政が斯波義廉を退け義敏に家督を認めた文正元年七月、伊勢貞親と共に義敏の復権運動を主導してきた亀瓊真薬が、宿願成就の喜びを記したあとに、「細河殿謹承命、□不肯命也」と記し(『藤涼軒日録』同月二十五日条)、尋尊も「武衛方儀兵衛佐義敏御免出仕去廿四日、然而当武衛治部大輔事、細川右京大夫勝元・山名入道宗全加持之間、一天大儀歎」とて、勝元が山名宗全と共に義廉を支持しているため、京都が騒然としているという情報を伝えている(『大乘院寺社雜事記』同月二十八日条)。なお、当時の政治情勢については末柄豊「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史』8、岩波書店、二〇一四年)、呉座勇一「応仁の乱」(『中央公論新社、二〇一六年』)など参照。

(71) 文明七年七月二十日朝倉孝景宛伊勢貞宗書状写(『福井市史』資料編2、「朝倉家記」所収文書二九号)など。